

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(平成24年度第1回)

1 日 時 平成25年3月8日(金)
午前10時から午前11時40分まで

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第6会議室

3 出席者

(1) 委 員 (会 長) 鹿島秀樹
(職務代理者) 和 中 信 男
植田仁朗
加藤哲実
北谷博和
志水清隆
根岸光紀

(2) 市職員

・政策総務部秘書課長	柏木直人
・政策総務部秘書課主査	遠藤公巳明
・市民生活部総合窓口課長補佐	植村博和
・市民生活部市民活動支援課長補佐	岩田利治
・福祉保健部地域福祉推進課長補佐	宮崎 誠
・福祉保健部高齢者支援課地域支援 統括担当主幹(兼)施設担当主幹	峯尾達也
・福祉保健部障害者福祉課長	村越功一郎
・福祉保健部障害者福祉課長補佐	相馬修央
・福祉保健部健康推進課 健康づくり担当副主幹	横道淳子
・子ども家庭部保育課長	田中 肇
・環境安全部ごみ減量推進課長補佐	石川裕三

- ・環境安全部ごみ減量推進課事務職員 宇田 泰平
- ・都市整備部下水道課長補佐 野澤 誠
- ・教育部学務保健課長 中村 孝一
- ・教育部学務保健課長補佐 市川 直次

- (3) 事務局 政策総務部広報課長 赤岩 直
政策総務部広報課課長補佐 石堂 淳一
政策総務部広報課広聴担当主査 平澤佐一郎

4 議 題

- (1) 会議の公開について
- (2) 個人情報取扱事務届出の一覧について (報告事項)
- (3) 収集禁止事項の収集について (審議事項)

5 議事要旨 別紙のとおり

平成24年度第1回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

(事務局) 本日はお忙しい中ご足労いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから平成24年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。まず、広報課長の赤岩からご挨拶申し上げます。

(広報課長) 改めましておはようございます。広報課長の赤岩でございます。本日は年度末の非常にお忙しい時期にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本審議会は、昨年度は1件、1月頃でしたが、個人情報の関係である住民基本台帳に基づく情報提供についてご審議いただいて以来、約1年ぶりになると思います。

本日の議題は、レジュメにありますとおり、情報収集に関するもので、個人情報取扱事務の届出の関係について、少し事務を整理させていただくという内容になると思いますので、どうぞ慎重な審議をよろしく願いしたいと思います。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局) 続きまして、鹿島会長からご挨拶をいただきたいと思っております。会長よろしく願いいたします。

(会長) 会長を務めております鹿島でございます。前回の審議会は、平成24年1月13日に開かれた訳でありまして、その後1年2か月が経過して、平成24年度の第1回が本日開かれるということになりました。前回の審議会につきましては、ただいま課長の方からご紹介がございましたように、警察に対する情報の提供ということございまして、ご出席をいただきました委員の皆様におかれましては、ご

記憶されているとは思いますが、かなり激しいというか熱い議論を経たうえで、年齢を切って、答申をあげたという形になりました。その後、その答申の内容と、それから、答申内容をご参酌いただいた実施機関のご判断の内容というものが、市議会では取り上げられたり、あるいは、毎日新聞の地方版で取り上げられたりして、話題になっておりました。必ずしも、その答申の内容が良いコンテキストの中で紹介されたとは言い切れないような部分もあったようでございます。この審議会は、あくまでも答申を出すということで、その答申には法的拘束力はございませんので、最終的には実施機関のご判断ということになる訳ではございますが、とにもかくにも、社会的な注目を集める場面も多々ある訳でございますので、一つ、本日の審議におかれましても、ご出席いただきました委員の皆様には、忌憚のないご意見を頂戴したうえで、皆でいい答申をあげたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

それでは、次に、会議次第2としまして、委員の皆様をご紹介申しあげます。紹介順は、五十音順とさせていただきます。はじめに、植田仁朗様でございます。次に、加藤哲実様でございます。次に、北谷博和様でございます。次に、志水清隆様でございます。次に、根岸光紀様でございます。そして、和中信男様でございます。

なお、岩田正美様、菅野修逸様につきましては、本日、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。以上が審議会委員の皆様でございます。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。広報課長の赤岩でございます。広報課長補佐の石堂でございます。そ

して私、広聴担当主査の平澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日の諮問事項に関係いたします担当課職員が出席していますが、紹介は割愛させていただきます。

それではここで、本日の会議資料の確認をさせていただきます。不足の資料等がございましたら、お申出くださいますようお願いいたします。

事前にお配りしております表題に「府中市情報公開・個人情報保護審議会資料」と記された資料をご用意ください。

表紙の次に目次がございまして、以下、資料を綴っておりますが、

次に、本日の会議次第がございまして。

次に、諮問書の写しがございまして。

次に、諮問事務一覧表がございまして。

次に、新たに目録に追加する事務（資料1）がございまして。

次に、目録の名称を変更する事務（資料2）がございまして。

次に、目録から削除する事務（資料3）がございまして。

次に、諮問事務一覧表（資料4）がございまして。

次に、府中市個人情報の保護に関する条例がございまして。

次に、同条例施行規則がございまして。

最後に、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則がございまして。

以上となりますが、皆様、不足の書類等はございませんでしょうか。

（事務局） ありがとうございます。さて、本日の審議会でございますが、7名の委員の方々にご出席いただいておりますので、府中市情報公開・個人情報保護審議会規則第4条第2項に定める、会議を開くことができる出席委員の人数を満

たしておりますことをご報告いたします。それでは、ここからは、鹿島会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは、議事の進行をさせていただきます。皆様よろしくをお願いいたします。会議次第3の(1)、「会議の公開」ということがまず問題になる訳でございますが、府中市情報公開条例第32条には、会議の公開の原則という規定が置かれております。そうした主旨をも勘案したうえで、本審議会の議事は原則公開ということで対応したいというふうに考えております。そういうことでよろしいでしょうか。議事の内容は、委員の名前は、会長だけは会長と出るのですけれども、それ以外の委員の先生方に関しましては、委員とだけ表示されて、個々のお名前は特定されないという形になっております。そうですので、議事録はホームページ上で公開されますけれども、個人名は特定できない形に一応なっておりますので、忌憚のないご意見をお寄せいただければというふうに考えております。

それでは、会議次第3の(2)報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(広報課長補佐) それでは、お手元の「府中市個人情報の保護に関する条例」の第9条をご覧くださいと思います。この条文は、実施機関が、個人情報を取り扱う事務について明らかにし、自己の個人情報の開示請求等に資するため、届出を目録として記録し、市民の閲覧に供することを定めたものです。

この中の第1項で、実施機関は、継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、市長に届け出ること、それから、第3項で、届け出た事務を変更・廃止したときは市長に届け出ること、さらに、第4項で、当該届出について、市長は審議会に報告すること、そ

して、第5項で、目録を作成し一般の閲覧に供することが定められております。

これに基づきまして、平成15年度に、この条例が施行された際に、この審議会に一括して個人情報を取り扱う事務399件の目録をご提示・報告し、併せて、条例第7条に定める「本人以外からの個人情報の収集」、第8条に定める「収集禁止事項の収集」、第14条に定める「外部提供」について、審議会に諮問をいたしまして、ご了承いただいたという経緯がございます。

その後、適宜、個人情報を取り扱う事務の目録への追加の報告や、収集禁止事項の収集などの諮問をしてきておりますが、条例施行後10年を経過したこともありまして、今般、全体の整理をさせていただくことといたしました。

その結果、資料1に記載の「新たに目録に追加する事務」143件、資料2に記載の「変更する事務」52件、資料3に記載の「削除する事務」77件、後ほど審議事項としてご説明させていただくこととなりますけれども、資料4の「収集禁止事項の収集」について、24件があるということが分かりました。

目録の更新がこれまで不十分であったということにつきまして、お詫び申しあげるとともに、ここで改めてご提示し、報告をさせていただくものとなります。

それでは、資料1「新たに目録に追加する事務」をご覧ください。

たくさんありますので、個々の事務の説明は省かせていただきますけれども、1番から6番については、どこの課にも生じ得る事務として、今回、新たに共通事務として項目を設けさせていただきました。7番以降につきましては、各課からの追加事務でございます。ちなみに、23番「防

犯カメラ」、62番、69番の「災害時要援護者」についての事務については、以前、諮問事項として、審議会にかけさせていただいて、了承いただいているものです。目録の追加がされてませでしたので、ここで追加しております。

それから、資料2「目録の名称を変更する事務」をご覧ください。左端の番号が現在の目録に付番されている番号でございます。備考欄に記載のとおり、名称変更や事務の統合・追加が生じているため、既存の目録の変更を行う事務でございます。

それから、資料3「目録から削除する事務」をご覧ください。左端の番号は現在の目録の番号でございます。削除する理由に記載しているとおり、事務の廃止、統合によるもの、届出の対象外であるもの、共通事務として整理するものがございます。

これらの追加変更削除により、目録への掲載が現在の408事務から478事務になる予定でございます。

以上、簡単ではございますが説明を終了いたしますけれども、今回、目録の更新量が多いことから、来年度の組織改正等も見込みつつ、番号の付け直しをしたいと考えています。よろしく願いいたします。

(会長) 説明が終わりました。それでは、今、ご説明をいただきました報告事項につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

(委員) 経緯は良く分からないのですが、10年ぶりの見直しなのですか。その間は全然行われていないのですか。

(広報課長補佐) 更新の仕組みということによろしいでしょうか。

(委 員) はい。

(広報課長補佐) 本来であれば、これは、条例施行後、適宜、新たな事務が発生すれば目録に追加し、削除すべきものは削除し、変更すべきものは変更するということが随時行って、そのうえで審議会の方に報告するということが条例に定められていますので、ご報告申しあげることになりまして、これまでも、いくつかは適宜追加ということで、平成16年度以降も行ってきてはいるのですけれども、棚卸しではないのですが、少しここで全体を見た時に、漏れがあったり、本来削除しておかなければならなかったものが削除されていなかったりすることがありましたので、ここでそれらを整理させていただくこととしたものです。

(会 長) 個々の施策を行っていく過程で、個人情報に関わる部分があるか無いかということ、本来は担当課で、前提としてご吟味いただいたうえで、条例第9条第5項に基づいて、個人情報に関与する部分があると思えば、すぐこのリストに入れてくれというふうに言って、リストにそのまま入ってですね、変更後の新たなリストが閲覧に供されなければならないということが、これが条例の本来の主旨なのですが、おそらくは。あまり言いたくは無いのですが、個々の担当課で事業を起こす時に、個人情報を扱うとしても、この条例に基づいてリストに入れなければならないという発想があまり強くないで、そこの部分で、リストの日常的な更新というものを怠っていたと、おそらくはそういうことではないかなと思います。

他に、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。本日、まず報告事項から先にさせていただいているのは、特にセンシティブ情報とかに関わらない、つまり、こういう形でリ

ストが変更されましたという報告で済む部分があつて、その中でセンシティブ情報みたいに慎重に扱わなくてはならない個人情報の部分に関しては、これは審議事項になってきますので、まずは大枠の部分のご説明をさせていただいたという手順になっています。

さて、それでは、ご質問やご意見等が報告事項に関しては無いということであれば、続きまして、会議次第3の(3)審議事項の方に進みたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、ご説明いたします。このたび審議会にご審議いただきたい案件は、(2)報告事項の説明時に触れましたとおり、「収集禁止事項」を取り扱う事務について、その収集の可否について諮問するものです。まず、諮問書を読み上げさせていただきたいと思います。

(諮問書朗読)

以上でございます。それでは、当該審議事項の詳細につきまして、広報課長補佐からご説明いたします。

(広報課長補佐) それでは、引き続きまして、中身のご説明をさせていただきます。「府中市個人情報の保護に関する条例」第8条をご覧ください。この条文は、思想等の内心に関する事項、社会的差別の原因となるおそれがある事項、犯罪に関する事項、病歴その他心身に関する事項、これらについては、不適切に取扱われた場合、本人に不安や苦痛を感じさせる程度が大きい、あるいは、場合によっては、ご本人の権利利益を侵害する可能性があると考えられることから、法令等に定めがある時と本審議会の意見を聴いて、職務執行上

特に必要であると認められた時を除いて、実施機関は収集してはならないと定めた条文でございます。

それでは、資料4「諮問事項一覧表」をご覧ください。こちらに記載の24件の事務につきましては、法令等の定めがなく、収集禁止事項を収集しているものということになります。こちらにつきましても、今般の全体の整理を踏まえて、改めてご提示し、ご審議いただくものとなります。一番左端の番号なのですけれども、普通に番号が付いているものは現在の目録の番号です。それから、追加という文字が付いているものは、資料1でご提示した追加の事務としてその番号が付番されています。

それでは、諮問事項となりますので、「諮問事項一覧表」を読み上げさせていただきます。

（「諮問事項一覧表」の読み上げ）

以上24件でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

（会長） どうもありがとうございました。さて、説明が終わりましたので、何かご質問、ご意見等について、まずは、質問から承りましょうか。

（委員） よろしいでしょうか。追加事項とそうではない事項がありますよね。追加事項は新たに追加するというものですが、それ以外の事項については何が変わったのでしょうか。例えば、3番の「叙位・叙勲」に関しては、前からこういう規定があるだろうと思うのですが、これを新たに諮問するための条件変更というのは何なのでしょうか。

(会 長) 番号3の叙位叙勲については文言追加でしたか。

(広報課長補佐) 今のご質問は、元々台帳にあるものについて、ここで改めて諮問しているというところでのお話だと思います。実はそれぞれ状況が違うのですけれども、例えば、3番については、叙位という文言追加がされているということもあるのですけれども、それに加えて、元々の台帳上では、法令に根拠があるという判断が当時されていました。ただ、より詳細に担当課で確認したところ、法令を根拠とするには少し弱いのではないかという判断のもと、改めて提出させていただいたということになります。次の29番の「身分証明事務」、こちらも、元々法令を根拠ということで提示させていただいておりました。ただ、こちらは、かつて地方自治法に根拠条文らしきものがあつたのですけれども、地方自治法の改正とともに、その条文が消えてしまひまして、こちらもそれに伴って審議会に諮らないといけないのではないかということを出しております。

(会 長) 今おっしゃられたのは追加17ですか。

(広報課長補佐) いいえ、29番です。

(会 長) 29番。それとのからみで、私も少し疑問に思ったのが、追加17の犯歴事務。これの担当課は市民生活部総合窓口課。これは元々ありますよね。

(総合窓口課長補佐) 犯歴事務については、以前から自治事務として実施しております。なお、犯歴事務は、その内容や個人情報保護の観点からも統一的な取り扱いが求められている事務でありますので、区市町村が執り行っていくためには確固たる法

的根拠及び取扱基準が必要であると考えております。

(会 長) 分かりました。それではここら辺で、他にご質問がなければ、少しお話をさせていただければと思うのですが、まず、法令の根拠があるか無いかということが一つのメルクマールとして出てきております。そのことが条例との関係でどのような意味をもっているか、皆様お分かりになっているとは思いますが、一応、念のために確認いたしますと、条例第8条をご覧くださいと、まず柱書きに、「実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報の収集をしてはならない。ただし、法令等の定めがあるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要であると認めるときは、この限りでない。」という規定ぶりになっております。要するに、第8条の(1)から(4)に並んでいるような情報のことをセンシティブ情報と一般に言うのですが、センシティブ情報というのは、正に個人の情報コントロール権というものを侵害するおそれが高いものですので、原則としては収集しない。ただし、法令に収集権限に関する規定がきちんとあるという時には収集して良いとされています。それから、それ以外、法令等にきちんとした定めが無くても、この個人情報保護審議会の方で、委員の意見を聴いて、きちんとした答申が出たうえで、職務執行上特に必要があると認められた限りにおいては、このような情報を集めることができるという形になっております。そうですから、法令の定めがあればこの審議会にかける必要は無いけれども、法令に明瞭な定めが無い以上、この審議会でも積極方向の答申が出ないときついということになります。一応念のために確認させていただいた内容ということになります。そのうえで、資料4に戻ってご覧くださいとお分かりいただけたと思いますが、今お話がありました犯歴事務あ

るいは叙勲関係の事務などが並んでいますが、番号3は叙位叙勲関係になりますが、収集する情報は戸籍情報、犯歴になります。それから、追加17は犯歴事務ですが、収集する情報はまさに犯歴ということになります。この2つだけが、先程の8条でいうならば、犯罪に関する事項ということで3号該当事由ということになります。それから、それ以外のものはすべて基本的には4号事由ということになります。要するに、病歴その他個人の心身に関する事項である。そういう意味でのセンシティブ情報になります。4号関係というのは、ほぼ全部が心身の障害に関する福祉的な保護をするために、その申請を行った方に関する情報がストックされるというスタイルになります。そうですから、障害のある方に対して、福祉的な観点から、その人の申出に基づいて事業が行われる時に、その方に関する個人情報 が市側にストックされているというパターンですのでセンシティブ情報の中でも、それほど実は、情報のストックに関してあまり問題性が無いものとなります。それに対して、非常に問題性があり得るのが、3号事由でございまして、番号で言うと3番と追加17の犯歴事務ということになります。実は、先程、犯歴事務は元々当然やっていたのではというふうに私の方から申しあげた訳なのですが、この犯歴事務に関しては、公職選挙法に基づいて、一定の犯歴があるものに対しては、公職選挙法上の選挙権が制約されるということになります。そのために、こうした情報というものが昔から地方自治体にストックされてきました。犯歴照会に関して、昭和56年だったと思いますが、最高裁判所である判例が出されています。こういう案件でした。京都市は政令指定都市ですから区がありますが、ある区の区長に対して、弁護士会から弁護士会長の名前で犯歴照会がありました。どういう事案かということをしりゃお話を

しますと、京都にある自動車教習所の教員の方が解雇されたのですが、それが不当解雇だとして、その方が地位保全の仮処分というものを立てて、仮処分の決定が出ました。その後、解雇した自動車教習所側の代理人の弁護士が、犯歴照会を京都市のその方が住んでいる区の区長宛てに、弁護士会の会長を通じて行いました。その犯歴照会に対して、区長側は特段の審理・審査も行わず、そのまま漫然とその犯歴を出した訳なのですが、その犯歴はどういう内容だったかということ、結論的には、道路交通違反の犯歴、前科前歴が11犯あるという内容であったため、解雇した自動車教習所側の代理人の弁護士が、こういう人間を自動車教習所の教員として雇っていて良いものかということで予備的な解雇を行いました。そこで、自動車教習所を解雇された人間が、京都市を相手取って国賠請求訴訟を起こしたという事件です。最高裁判所は、これを違法と認めました。要するに、弁護士照会に対して犯歴照会に応じる、そのこと自体は法令上の根拠がありますから、そのことが直ちに違法になるという訳ではないのだけれども、本当にその必要があるのかどうかということに関するしっかりとしたテストも行わずに、漫然と一連の犯歴に関して、その全部を弁護士会の会長宛に回答を出してしまって、そのままそれが敵対する弁護士の手へ渡ってしまったということは、個人の情報コントロール権を侵害する、それをプライバシー権とは明瞭に最高裁は言っていないのですけれども、個人の利益というものを侵害するものとして違法であるということで、違法性を認めています。そういう事件で犯歴照会というのは非常に話題にもなったということなのです。今の憲法学の学者達の間では、この犯歴照会に関して、先程課長補佐の方からお話がありましたように、地方自治体が犯歴事務を行ううえでの法令上の根拠が無い状態になっ

ています。その中で収集しているということ自体に関して、憲法学者の中には、憲法13条に反する違憲の疑いが濃厚であるという見解を取っている方が結構多くいます。明瞭な法令上の根拠は無いということが現在の状況なのですけれども、これを審議会限りで認めて良いかということが、ここでの一つの問題ということになります。そうですから、非常に突き詰めて議論していくことになると、かなりこれは難しい問題であるということになります。番号3番の叙位・叙勲関係の戸籍情報、犯歴に関しても、同じような問題を内包しているということになります。ここにこれだけたくさん並んでいるものについて、一個一個、個別に細かく分析していくというのもなかなか難しいことですので、心身に障害のある方に対する福祉的な観点から行われる情報ストックと、公職選挙法上の選挙権・被選挙権に対して制約を加えるとか、あるいは、叙位・叙勲を受ける候補に本来はなりつつあったところが駄目になるというような不利益処分性を持っている内容になる犯歴の大きく2つに分けたうえで、主に後者である番号3と追加17辺りを中心に皆様に議論いただければ、実のある議論になるかと思ひまして、僭越でございますが、まずは問題点の頭出しをさせていただきます。

さて、以上を一応の前提として、委員の皆様には忌憚のないご意見を寄せていただきたいと思います。

(委 員) よろしいでしょうか。今、会長が言われましたように、私もそのように考えていまして、基本的に権利の取得関係においては、ある程度制約をつけないと、市民の感情、要するに、なぜそこまでやってあげるのか、それをしっかりとチェックしたかどうか等々、問題のあるケースがあるのではないかと思います。そういう意味では、3番と追加

17番を除いた権利取得的なものについては、ある程度の制限、こういう形の制限を加えていけば、収集等に関しては特に問題は無いのではないかなと思います。やはり不正な受給となる判定が入ってしまったら、市民の中の感情に大きな問題になると思いますので、ここまで確認させていただきましたという意味での書類として必要なのではないかと思います。

(会 長)　　そういうことで出していただいて、その限りにおいては、情報が市側にストックされていること自体はやむを得ないということであるということでしょうか。

(委 員)　　はい。ただ、3番と追加17番については、我々の判断では難しいですね。

(委 員)　　ひとつ叙位・叙勲に関して、犯歴というのは、犯罪の中にも軽重がありますよね、例えば交通違反などのどこまでが含まれるのでしょうか。単純にキップを切られるようなものも含まれるのでしょうか。罰金刑までを主体とするなどのしっかりとした定めがあるのでしょうか。

(委 員)　　栄典授与の欠格事由ということが、しっかりと法律の中にうたわれているのか。それとも、慣習としてそうなっているのか。

(会 長)　　まずは、叙位・叙勲に関して犯歴というものを収集している訳なのですが、候補者に関する欠格事由とされる部分に関して、法令上の何かしらの明瞭な根拠があるのかということについて、政策総務部秘書課の方、お答えいただけますか。

(秘書課長) 法令の方に定めがあるものとしては、叙位・叙勲を受けた方が不祥事を起こした時に位を失うというものは定めてあるのですが、それ以外に新規に進達するような場合に、それを逆に集めてご報告をくださいというような定めが無いということで、今回の審議の対象にさせていただいた状況であります。

(会 長) これから進達する場合には明瞭な根拠というものはどうも無いようですが、そこで引っかけると、要するに、団体ごとに推薦することになるので、その推薦から当然漏れる訳ですよ。

(秘書課長) そうですね。実際に推薦する際にその情報が求められる形なので、担当としては悩ましいところなのですが、情報を集めさせていただいて、東京都の方に提出しています。

(会 長) まず、市から東京都に行って、東京都から総務省に行く形なのですか。

(秘書課主査) 秘書課が行っている手続きでは総務省の方に上げさせていただいています。

(会 長) それから、ここでいう犯歴、叙位関係で集めている情報というのは、刑法上の刑罰ですよ。罰金とか科料とかまでで、それ以外に、いわゆる処分されない起訴猶予など、前歴と言われるものもストックされますか。

(秘書課主査) そのストックに関しましては、刑罰調書という基礎調書の形で情報を収集しているのですけれども、道路交通法上

の違反、罰金刑は含まれますが、行政罰については含まれないこととなっています。

(会 長)　　そうですので、先程の京都の前科照会事件と言われている最高裁の判例も、道路交通法違反の罰金刑が並んでいるケースでした。道路交通法違反は、最初は切符で終わるのですけれども、それが何度も重なると3回目位から罰金刑になります。そうしますと、簡易裁判所の略式手続を受けることになるのですが、それは、簡易裁判所で、検事に少し話を聞かれた後、即日、判事から略式命令が出されて、罰金を納めて帰るという形になるのですが、それも立派な刑罰になりますので前科になります。そこまではストックされているということになります。そうですから、一回目の道路交通法違反ですぐに前科がついて罰金刑になるということは一般的には無いのですが、100キロを超える速度超過などの非常に悪質な道路交通法違反をした場合にはなりますし、それから、比較的軽微な道路交通法違反でも何回か繰り返していると罰金刑になります。そうした罰金刑になると、犯歴として地方公共団体で情報がストックされることとなります。

(委 員)　　その犯歴というのは、警察庁とかそういうところに照会して貰うのですか。

(総合窓口課長補佐)　　犯歴関係については、検察庁から市区町村に通知書が送付されてきます。

(委 員)　　これについて教えて下さいとか、絞るのでしょうかけれども、申請すると一覧として送ってくるのですか。

(総合窓口課長補佐) 事例が出た段階になると郵送されてくる形です。

(委員) 逆に言えば第三者提供をしているということですね。

(会長) 第三者提供というのは、検察庁がということですね。

(委員) 実態とするとそうですね。

(会長) 私も刑事裁判官をやっていたので良く分かるのですが、刑事事件になると、検察事務官が作ったA3版のものが送られてきます。そこに、前科がある方については、前科が並べて記載されていて、その処分歴と刑務所の入所期間などが細かく書かれています。これが前科調書になります。もう一つ、警察が管理している犯歴照会書というものもありますが、これは薄紙で一枚のもので、その両方ともが情報としてストックされていて、それがどのような形になって地方公共団体の方に送られてきているのかは分かりませんが、その目的というものは、基本的には公職選挙法の関係であり、叙位叙勲の方は、どちらかと言えば、付随的なものだと思います。

他に質問とかご意見とかおありでしたらどうぞ。

(委員) 今の叙位・叙勲に関してということですか。

(会長) 叙位・叙勲でも、それ以外でも、心身に関するものでも構いません。

(委員) 犯歴でも構いませんか。

(会長) どうぞ。

(委 員) 犯歴の場合には、法律的に刑の言い渡しの効力が消滅する時期があり、公職選挙法上では不利益処分を受けることが無くなるのですが、それについて、市では情報の取扱いをどのように行うのですか。

(総合窓口課長補佐) 刑の終了通知書が刑務所から送付されてきますので、その通知書に基づき犯歴台帳の処理を行います。

(委 員) 犯歴から外すという訳ですね。

(総合窓口課長補佐) はい。そうです。

(会 長) 執行猶予期間が経過すると刑の言い渡しの効力自体が消えるという条文になっているのですが、そのように、過去に懲役1年6か月執行猶予3年という執行猶予付きの有罪判決がきて、その後に執行猶予期間が無事経過しましたのでというものが来る場合には、刑の言い渡しの効力が消滅しても、この前科がすべて無くなる訳ではなく、情報は残っていきます。

先程申しあげました、検察事務官から刑事裁判官のところに提出される前科調書というものは、言い渡しの効力が消滅されたものも含めて、昭和20年代のものから全部並んでいます。言い渡しの効力が消えたからといって、過去に記載されていた内容が抹消されるという訳ではないのです。要するに、言い渡しの効力は終わったけれども、過去にこういうことをやったことがある人間であるということも一応認識したうえで、刑事裁判官は量刑を行っています。

(委 員) ただ、検察庁関係でそのようなものを犯歴として残すこ

とと、一般の常識の範囲である、刑法の刑が消滅するという規定はどうなるのかということにもなると思います。

例えば、市の条例で、この公職選挙法の問題を討議する時に、そこまでを必要とするのかどうかということに関して、公職選挙法上では、そこまで残すべきなのでしょうか。

(会 長) 非常に面白い問題提起だと思いますね。公職選挙法上の欠格事由と直接係わり合いが無い部分になりますが、過去の犯歴が地方公共団体にはそのまま存在しているということになって、そのこと自体は、それを良くないというふう
に評価する余地は充分あると思います。

(委 員) 残るということですからね。

(会 長) そうですね。ただ、このような形で無事期間が経過しましたという通知が、先程の総合窓口課長補佐の話によれば新たに
来るので、それが編綴されている訳ですよ。

(総合窓口課長補佐) キャビネットに個人ファイル別に保管しています。

(会 長) そのような形で一覽的に経緯は分るようになるのだけれども、経緯が分かること自体が問題ではないかということも、一つのもの
の考え方ということになる訳なのでしょうね。実際、何度も何度も刑事事件を起
こしている人で、検察庁の方に、前科調書で言い渡しの効力が消えている記載
部分まで載っていて、それが刑事裁判官の目に触れて、量刑にある程度事実上
の影響を与えているということは問題であるとおっしゃる論者もおりますから、
そのような問題意識というものは、刑事手続の中でも、ある種、絶対的にそ
れで構わないというようなレベルの問題ではないのですね。

今委員の方からご指摘いただいたように、原理的な疑問というものが無いという訳ではないのです。

(委 員) つまり、公職選挙法上は、選挙権・被選挙権ともに、それは消滅すればできる訳ですね。

(会 長) 一定期間立候補の禁止が行われる訳なのですが、その期間が経過して、欠格事由が無い状態になった後も、過去にこのようなことをやっていますという情報は、市側にストックされています。

(委 員) ストックはされているけれども、公職選挙法上は無くなる訳ですね。

(会 長) そうですね。立候補が可能になってくるということになりますね。

(委 員) 選挙に関して犯歴は無視できないのですよね。

(会 長) そうですね。

(委 員) だから、それは知っておく必要がありますよね。

(会 長) 地方公共団体に情報が、公職選挙法上では何も関係なくなっているすごく昔の情報までストックされていることの評価は、一応問題には成り得るとは思うのですけれども、実際に現実の問題として情報が全然ストックされないということは、全体的な法規範のあり方からすれば、あり得ないということですよ。

今出て参りました議論の中で、幾つか方向性というもの

が見えてきたと思うのですね。一つは、問題が無いのでこのままでよろしいのではないですかという答申の仕方。このような情報がストックされていることについて、収集禁止事項ではあるけれども、公務の執行上必要性があるということで、ただストレートに是の内容の答申をするのは一つのやり方だろうと思います。

もう一つのやり方として、例えば、先程委員からご指摘がありましたように、過去の情報で公職選挙法上の欠格事由と係わらなくなった部分の情報に関して、分別する必要性があるのではないかという意見を付記するという可能性はあり得ると思います。

もう一つの可能性として、そもそもこのような事項、要するにセンシティブ情報の中でも典型的なものである、犯歴に関する部分というものを、明瞭な法令の規定の根拠が無い状態で地方公共団体が収集すること自体、問題性があるものと思料するというような形で答申をあげるということも可能性としてはあり得ます。ただし、審議会のあり方として、最後の意見を付すというのは少しやり過ぎで、憲法学者が何人もいたのだろうかというような世界になってしまうかもしれません。

(委 員) 叙位・叙勲に関しては、残ることに異議はないのですが、公職選挙法上では、当然、消滅して外されるのであれば良いのですが。

(会 長) どのような形になっているのですか。選挙の度に、要するに、公職選挙法上の欠格事由のある人をリストアップする作業をどこかの方がやっている訳ですよ。その方には送らないという形になっているのですよね。どなたがやられているのですか。

(総合窓口課長補佐) 選挙管理委員会事務局においてリストを作成しています。

(会長) 選挙管理委員会事務局の方でやられているのですか。

(委員) よろしいでしょうか。先程会長が言われたように、要するに、もう使わない資料については、条例の規定の中で、後で質問しようと思っていたのですが、第10条第2項で、管理する必要が無くなった個人情報については、速やかに廃棄または消去しなければならないと書いてあるのです。だから、今のよう、30年も40年も前の略式の裁判等の事項があったとしたら、そういうものは消さなければならないと書いてあると、この規定を読んですごく気になったのです。だから、消さないといけないとすると何を基準に判断するのかということが気になりました。この件とは直接関係は無いかもしれませんが、今のお話の中で偶々出ましたので、このことについて、どのような見解をお持ちなのか教えてください。

(会長) これはどちらからお答えいただけますか。犯歴のことなので、総合窓口課の方でお答えいただきたいのですが、今、委員からご指摘のあったことを少し整理させていただいたうえで質問させていただくと、公職選挙法を視野に入れた、それに供する目的で行われる犯歴の照会というのは、今の議論の中で暗黙の了解のようになっているのですけれども、例えば、昭和20年代の古い犯歴なども、道路交通法違反の罰金刑もストックされているのですか。

(総合窓口課長補佐) そうですね。戸籍法の関係で行っていますので、そこら辺についても入っています。再度確認して見ますけれども、

戸籍法では150年という期間があることから、犯歴についても本籍地の所ということがありますので、可能性は十分にあります。

(会 長) これは文書自体の体裁はどのようになっているのですか。要するに、属人的に、例えば佐藤一郎なり何なりという名前があって、犯歴のある人は名前で検索をすると、コンピューターか何かで犯歴が表示される、そのような形になっているのですか。

(総合窓口課長補佐) 住民基本台帳等とは別に犯歴用として取ってありますので、名前で検索することができます。

(会 長) そうだとすると、かなり古いものも当然ストックされているという前提でしょうね。これは公職選挙法だけではなく、栄典の授与などに関しても斟酌するから、必要性が無くなったとまでは言えないのでしょうか。公職選挙法上の欠格事由に該当しなくなった古い情報であっても、栄典の授与に関しては、ある意味生きている限り使える情報になりますので。

(委 員) そうすると、必要が無くなくなったこの条文は要らないということになりますよね。

(会 長) いや、それはそうではなくて、もっとスポット的な個人情報はいくらでもある訳ですので。

(委 員) ただ、今のお話でいくと、例えばそこを検索すると出てくるのですよね、この管理はどうなっているのですかね。もし一人歩きしてしまいますと、すごく大きな問題になり

ますよね。二重三重でチェックをして、必要に応じて出されるということなら良いけれども、どこの課の権限で誰がどんな管理でやっているのか、お聞きしておきたいと思います。

(委 員) 検察事務とはネットでつながっているのですか。

(総合窓口課長補佐) いや、ネットではつながっていません。

(委 員) 市のコンピューターの中にそういうデータファイルが入っているということですか。送られてくるものは、例えば、今度選挙がありますので、その時に、選挙権を停止されている方もいるから一覧表をお願いしますという形ですか。その都度くるものをチェックして、データに入れ込んでいく訳ですか。

(総合窓口課長補佐) 検察庁から随時、送付されてきます通知書により入力処理を行います。入力処理については、限られた職員のみで行っていますので、それ以外の職員は操作不可となります。また、犯歴台帳は、耐火キャビネットに施錠して保管しております。

(会 長) その紙媒体については、人口が二十何万人もいる訳だから、どんどん溜まってくると思うのですが、ある時点で紙媒体のものは捨てるのですか。

(総合窓口課長補佐) まだ取ってあります。

(委 員) なかなか怖いから捨てられないのですかね。

(委 員)　これは一回しっかりと議論して形を作る必要がありますよね。この審議会でどうこうすることではありませんが、管理のあり方について、その中で20年越えたら廃棄するとか、しっかりとしたルールを作っておく必要があると思います。

(委 員)　今議論になっている、消していくことはこれからのことなので、今日はまずこれを残していくことに絞って議論した方が良くと思います。

(会 長)　これは大いに問題があるという答申は、私の感覚としては少し出し難いのではないのかなと思います。委員の皆様の中に、これは大いに問題があるから、法令上の根拠を明瞭に求めるような形での答申にしないと困りますというお考えの方はいらっしゃいますか。

(委 員)　私は特にございません。

(委 員)　やむを得ないことなので残して良いと思いますが、追加17に栄典授与の欠格事由の有無と書いてあるのですが、今は、明確に欠格事由は無いのですよね。これは言葉を変えて、叙位・叙勲の理由のように、候補者の選定のためとした方が良くはないですか。

(会 長)　栄典授与の場面では欠格事由はあるのですか。

(秘書課主査)　明確になっている訳ではありませんが、実際にその刑罰調書等を東京都や国に進達していく中で審査がありますので、その中で栄典にふさわしい人物であるかどうか、それを判断する上での材料ということになりますので、必ずし

も刑罰があったからすぐに駄目という訳ではなくて、あくまでも審議の資料ということで上申しております。

(委 員) 資料の欄としてある訳ですか。

(秘書課主査) 資料の一覧に刑罰調書というものがあります。

(会 長) 文言としては、欠格事由の有無より、栄典授与の相当性の判断というような形の文言にした方が正確なのでしょうね。明瞭な欠格事由があるのならばこれで良いのですが。理由に関しては手を入れた方が良いと思います。

(委 員) 当然市民は動きますよね。他の市に行ったり、他の市から入って来たりしますよね。そのような場合に情報はどうなるのですか。

(会 長) 府中市から出ていかれた方に関する犯歴の資料はどのような形で処分されているのですか。

(秘書課主査) 栄典事務に関して申しあげますと、本籍地で確認をしておりますので、府中市にお住まいであっても本籍地が違えば、本籍地の市役所の方に照会をさせていただいています。また、逆に府中市の方に他の機関から照会があることもあるかと思います。

(会 長) 叙位・叙勲関係の場合には、本籍地基準で犯歴は集められている、戸籍情報とリンクしている訳ですからね。ただし、公職選挙法の方は、選挙管理委員会事務局と結び付いているので、要するに、住民の所在地を基準として集めているのではないのですか。

(総合窓口課長補佐) 選挙管理委員会については、今会長がおっしゃられたとおり、住民基本台帳の方なのですけれども、犯歴事務については、あくまでも本籍地になります。

(会 長) 本籍地が動くことは滅多に無いことだから、基本的には、移転によって消去の問題が生じるわけではない。ただ、本籍地を移動することもありますよね。結婚に伴って本籍地を動かすことは、特に女性の場合には間々ある訳だから、そういう時にはどうなる訳ですか。要するに、移った先の新しい本籍地の公共団体の方で犯歴情報をストックしないといけないので、その時には、旧本籍地の自治体の方に連絡を入れて、その犯歴情報を送って欲しいというようなことを言うのですか。

(総合窓口課長補佐) それに関しては、例えば、結婚等で男性の場合には姓は変わらないですが、女性の場合は変わる形になりますが、新たなところについては、再度、その内容等は送っていないと思います。ただ、今言いましたように、名前が変わった場合には、それを追っていくような形になりますので、最終的には、結婚する前が府中であった場合には、何らかの照会が来ることと思うのですけれども。

(会 長) 来るのですね。要するに、府中市から転出した方については、その人の犯歴情報をストックする正当性は無くなりますよね。その時点でその情報がどのようになるのかという質問なのですけれども。

(総合窓口課長補佐) すみません。そこについては、私はまだ確認できていないのですけれども、内容的には、そのような情報について

は異動先に送ることになると思います。

(会 長) 情報は府中市に残りっぱなしになってしまうのですか。だって紙媒体で送られて来たものを捨てたことが無いというのだから、府中市には府中市で残っていて、あとは移った先の地方公共団体で、新しく戸籍として編入された方の犯歴を集めるということなのでしょうね。

(委 員) そういうところは、先程の必要が無くなったというところにつながってきますよね。

(会 長) それにはいかにも当たりそうですよね。

(委 員) 男性も本籍を変えますよ。地方から東京に出て来ますと、田舎に戸籍謄本を取りに行くのが大変なので、東京に移している人は意外に多いです。

(会 長) 犯歴をごまかすために変えるという人もいるくらいなのです。そういうことを聞いたことがあります。

(委 員) 移してはいけないということはないのですよね。

(会 長) 全然ありません。

(委 員) 昔は変えなかったですが、今は住民票みたいに変えていますよ。

(会 長) 霞が関1-1-1に本籍地を定めている裁判官もいましたから、良いのですそれは。

(委 員)　　そういう面では、本籍地は何なのですかね。

(会 長)　　シールみたいなものですよ。

(会 長)　　さて、色々、周辺の議論も含めて出てきた訳なのですが、条例第10条の過去のストックされた情報の廃棄というのも、それはそれで気になるところですが、今日の答申との係わり合いの中では、特にそれに言及するようなことではないのではないかなと思います。そこで、今回このような形で諮問されているセンシティブ情報、一連のものに関して整理してみますと、心身の状態に関する疾病関係に関しては、社会福祉的な観点から、利益を受給する側面、権利を与えるというプラスの面でのアクションに関わる情報のストックということになりますので、まずは問題ないだろうということによろしゅうございますね。それから、犯歴関係に関しては、いろいろ気になるところはあるけれども、少なくとも公職選挙法関係では明瞭な欠格事由ということになりますから、絶対に無いといけないし、栄典とか叙位・叙勲に関しては、過去の古いものに関しての総合評価の一内容ということで、それを斟酌した上で、推薦なり何なりを出すというのが通常の思考過程だろうと思いますので、過去の古いものに遡ってストックされることに関して、基本的には異を唱えるには、おそらく及ばないのではないかなと思います。あとはですね、私としては、会長の個人的な意見を申しあげて恐縮なのですが、特に個人情報、ましては、センシティブ情報に関わる、それを扱う事務を新たに起こすとか、そこに何か変動を生じさせるというような時には、担当部局の方に、自分達が扱う事業の内容というのは、まさに市民の情報コントロール権という観点からすると、センシティブな部分を扱っているのだと

いう自覚認識を、従前もお持ちだったと思いますが、さらにお持ちいただいて、10年の一度の機会に全部在庫整理をするという形では無く、その都度しっかりとした形でこうした審議にかけていただくなり、それに基づいてしっかりとした目録を調整して一般市民の供覧に供するというような形にしていだきたいというような意見を付記して置くのがよろしいのではないかと思います。やはりこのような形で10年経ってまとめて来るというのは、いささか驚きますし、その中にセンシティブ情報が含まれていたことは、由々しきこととまでは言わないまでも、好ましい事態で無いことだけは明らかですので、その部分に関しては答申の中で釘を刺しておいた方が良いというふうに考えるのですが、いかがですか。

(委 員) よろしいと思います。

(委 員) 送っていただいた資料を見て、こんなに色々なことがどのようにまとまっていくのか、一日で終わるものなのかとここに来るまで考えていたので、今の会長のお話のような形で答申に盛り込んでいただければと思います。

(委 員) こんなに膨大なセンシティブ情報が集められていると私は予想していなかったのですが、大変なストックがあるのだと思いました。だから、情報管理も併せて徹底するようにしていだきたいです。

(委 員) 少し教えていただきたいことがあるのですが、追加27のヘルナルス区相互派遣事業についてですが、これはヘルナルス側の受け入れ要件なのですか。

(市民活動支援課長補佐) この事業では、毎年6名程度の高校生が10泊12日の期間でヘルナルス区に行かれるのですが、例えば、その間にホームステイ先の方で出す食材などについても、その方のアレルギー等が関わってきますので、受け入れる際に、その方の心身の状況について、性格なども含めて書いていただくところがあるのですが、それらを把握していただいた上で、ホームステイ先の調整を図っています。

(委員) 少し気になったのが、過去の病歴まで、例えば完治しているような病歴まで、記載をする必要があるのかという点なのですが。

(市民活動支援課長補佐) 例えば、以前に重い病気を患っていた方が、12時間にも及ぶ長時間の飛行機に耐えられるのか、現地で日本と異なる風土で生活が可能かという点が関わってきますので、そのような疑問を持った場合には、まずは病院の方に確認してもらい、医師のゴーサインが出れば、こちらとしても止めることができませんので。

(委員) それを、市として、情報として収集するのですか。

(市民活動支援課長補佐) そうです。

(委員) はい。分かりました。

(委員) 先程の3番の叙位・叙勲のところなのですが、犯歴ではなくて、その前に記載されている戸籍情報に関してなのですが、戸籍情報というのはどのような内容を情報として得るといえることなのでしょうか。

(会 長) 戸籍と犯歴が一体になって編綴されているという、それだけのことなのですか。

(秘書課主査) 提出資料としまして、戸籍謄本を求められていますので、戸籍謄本を本籍地に公用申請して取り寄せています。

(会 長) 戸籍謄本が提出されるとともに、先程お話があったように、犯歴も本籍地にある訳だから、戸籍謄本と一体になるような形で、綴られた形で送られてくるのですか。

(秘書課主査) 別々のものをひとつに綴った上で上申しています。

(委 員) 少し危惧するのは、いわゆる出自といいますか、社会的差別の問題として、古い本来の意味での本籍というような部分が、提供されなければいけないということと、若干、先程の条例の第8条第2号にある、社会的な差別に関わる情報に抵触するかなと思い、質問させていただきました。

(会 長) 私自身は、叙位・叙勲はもちろんされたことがないし、褒章も貰ったことがないので、よく分からないのですが、候補になっているのでこのような情報を集めさせてもらいますというような話というのは、決まる前には何かあるのですか。

(秘書課主査) 実務的なところで申しあげますと、東京都や国から候補者に過剰な期待感を持たせないように、なるべく候補者には告げずに情報収集を行うようにとの指導を受けているところ です。

(会 長) そうなると、要するに、自分の知らないところで、自分

の本籍地に照会が行って、正に本籍地が書かれた戸籍謄本が鏡になって、その後に犯歴に関わる書類などが続けて綴られたようなものを、自分が活動しているところの市の職員が見て、〇〇さんも随分昔は悪だったのだなと言われる可能性はある訳ですか。

(秘書課主査) 自分の知らないところでというのは、おっしゃるとおりです。もちろん守秘義務がありますので、その辺は必要以上の者に触れられないように対処した上で慎重に取り扱っているところです。

(会長) どうも叙位・叙勲というものは、そのような世界の事柄らしいですね。犯歴という究極のセンシティブ情報が入手できてしまう以上、本籍地にも委員のご指摘のとおり、色々な難しい問題はあるのですが、そこら辺も得てしまうというのは、制度自体が織り込み済みのことなのかもしれませんね。ただ、問題が無い訳では勿論ないということなのだと思います。

(総合窓口課長補佐) よろしいでしょうか。先程ご質問をいただきました、本籍を移した場合の情報の取扱いについてですが、こちらから移したところに情報等を提供して、こちらの資料については削除する形を取っています。

(委員) 今、資料を読まれてましたが、実際に担当していらっしゃるのですか。おっしゃるのでしたら、やったっていう考え方でいかないと。読まれて、なっていますと言われてしまうと、それでは誰がやっているのという問題が、我々はこうやっていますと言われると分かりましたと言うと思うのですけれども、読まれてこういうふうになっていますと

言われたら、実際にしている人はどなたですかと逆にお聞きせざるを得ないです。

(総合窓口課長補佐) 今、私が書物の方で確認するとともに、担当者に確認して来ましたので、申し訳ございませんでした。

(委員) それでは結構です。

(委員) それは全国的にそのようになっているということですね。

(総合窓口課長補佐) はい。そうです。

(会長) さて、それでは、正にセンシティブ情報に関わることだけが、審議事項、諮問事項になっているので、それなりに難しい問題がそれぞれにあることは間違いない訳ではありますが、犯歴の部分も含めて、基本的にこの収集に関しては是とするという、割とシンプルな意見をまず主体においた上で、付記事項という形で、先程申しあげました、このような形で一定の期間を経過して、多岐に渡る項目に関して、審議事項として上程されるという形は不相当と思われるので、とりわけセンシティブ情報に関して扱う事業の担当部局の方には、その都度しっかりと認識していただいて、審議会の方にしっかりとした形で上げるようにしていただきたい。それから、元よりセンシティブ情報である以上、その情報の管理に関しては万全を期していただきたいという付記事項を付けさせていただいて、答申とさせていただきたいというふうに思います。特に、そのような答申ということで異論等をお持ちの委員の先生はいらっしゃいませんか。それでは、そのような形で、この諮問事項に関しては審議終了とさせていただきたいと思います。答申書の方は

私が作成いたしましたして、実施機関の方に提出させていただくという形でお願いしたいと思います。内容については、今申しあげましたとおりにしたいと思います。

それでは、会議次第4「その他」に関して、事務局から何かありましたらどうぞ。

(事務局) 今回は特にございません。

(会長) それでは、会議の全体に関しまして、何か質問等がございましたらどうぞ。

(委員) インデックスの8番の開示の請求に関する条例第16条の第2項なのですが、未成年者または成年被後見人の法定代理人は本人に代わって請求することができるとなっておりますのですが、未成年者については、18歳や19歳の方についても法定代理人は代わりに請求ができる形で良いのでしょうか。

昔、少し聞いたことがあるのですが、子どもが学校で大きなことをしても、親には言うてはいけないということもあると聞いたことがあるのですが、この点に関して、代理人としてできるのなら分かるのですが、未成年者に代わってできる形で良いのか疑問に思いました。

(会長) 未成年者の法定代理人は親権者ですが。

(委員) 親権者は本人に代わって開示請求できるのですか。

(会長) はい。できます。

(委員) 本人に代わってというのは、本人の委任状が無くても、

親権者ができるという形でいいのですよね。

(会 長) はい。そうです。

(委 員) そうすると、19歳の方が仮に犯罪をした際に、親は開示請求ができるという考え方で良いのですか。

(会 長) 基本的にはそうなります。

(委 員) これは、それで良いということなのでしょうか。

(事 務 局) 会長よろしいでしょうか。条文の構成上そのようになっています。法定代理人は、未成年者や成年被後見人の情報について代理請求権を有しています。ただ、実際に開示の判断を行うのは、一つ先の条文である第17条になります。こちらに、自己情報開示請求を受けた際の開示ができない部分についての規定がありまして、その第6号に、未成年者の法定代理人から開示請求なされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるときという規定があります。これに基づきまして、民法上、15歳以上の方には、正式に意思を表明する権利、権能があるという判断がありまして、それに基づく未成年者の意思確認を行うことが、市の手続きに定められていまして、法定代理人から請求が出ているけれども、開示して良いかどうかを確認するという、そういう保護を掛けた上で、開示を行っています。

(委 員) 条文だけを読むとおかしいと思ったのですが、15歳以上の方には判断能力があるということで、本人に確認をして、本人の許可があった場合に限り開示をするということ

なのですよ。

(事務局) そうですね。そういう取扱いをしています。

(会長) 今の15歳云々というのは、規則か何かの規定ですか。

(事務局) 規則の第11条です。未成年者の確認という規定です。専用の様式もありまして、それで意思確認を行っています。

(会長) ただ、これは求めることができるという規定になっているので、別段求めないで開示をすることもできない訳ではないのですよね。

(事務局) そうですね。ケース・バイ・ケースですが、基本的に、市の方で恣意的に省くことはないのですが、特段の事情がある場合には、手続きを省いて決定することもあります。

(委員) 確認をしないのは利益に反しない場合ですか。

(事務局) 利益に反しない場合もそうですが、確認行為をすることに何か差し障りがあるような場合には、例外的に省く場合もあります。

(会長) そういうことで、今のご質問に関してはご理解いただけたのではないかと思います。

その他に質問でも会議全体に関するものでも、今のご質問のように条例に関する趣旨・理解に関する質問等でも一向に差し支えありませんが、特にありませんか。

それでは、このたびの審議会は以上で終了とさせていただきます。長時間に渡り、ありがとうございました。

(注) 審議会における市の回答において、犯歴台帳の保管期間が不明確でしたので補足します。

犯歴台帳は、刑の消滅期間の経過時に検察庁に照会をし、効力を失った場合には閉鎖処理を行い、1年保管後に廃棄処分しています。なお、罰金刑、懲役刑により、刑の消滅期間は異なります。